

第二十六回

参議院大蔵委員会會議録第二十五号

昭和三十三年四月三日（水曜日）午後五時三十二分開會

常任委員  
專門員  
木村常次郎君

委員の異動  
四月二日委員小笠原二三男君辞任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り

委員長  
理事  
廣瀬 久忠君

委員

|         |    |     |
|---------|----|-----|
| 大藏政務次官  | 足立 | 篤郎君 |
| 大藏省主税局長 | 原  | 純夫君 |
| 通商産業省   | 森  | 善夫君 |
| 鉱山局長    |    |     |
| 運輸省     | 山内 | 公猷君 |
| 自動車局長   |    |     |
| 事務局側    |    |     |

○揮発油税法案（内閣提出、衆議院送付）

○地方道路税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（廣瀬久忠君）　これより委員  
会を開きます。

議事に入るに先立つて委員の異動について御報告いたします。昨四月二日付をもつて委員小笠原二三男君が辞任され、その補欠として江田三郎君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) 揮発油税法案及び地方道路税法の一部を改正する法律案

以上、二案を一括議題として、提出資料について政府より説明を聴取し、これについて質疑を行います。

まず説明を願います。

して参ります。四つ欄を設けまして、三十一年度の予算の数字と、それから三十二年度予算につきまして、当初の試算、つまりいわゆる地方道路税も含めまして八千円の案のときの数字と、それから政府がそれを練りまして六千五百円案にいたしました分の数字と、さらに衆議院で御修正になりました分の数字と、こう分けてあるわけであります。いずれもまず通商省の計画によりまする需給計画数量をもとにいたしておるわけであります。三十一年度予算でありまして三百七万キロリットル、それから当初の試算においては三百七十八万、政府原案は三百九十万、これは何度もお話の出たところでございます。

それでそれからまず「期間のずれ」というので減を見ております。「期間のずれ」というのはこういうことでございします。三十二年度に収入になりました分は、徴収猶予ということからしまして、来年の二月、三月という時分の移出分ないし引き取り分は年度内に税金が入って参りません。三十三年度に回ります。そのかわり三十一年度のおしまいのこの一月後半から二月、三月の引き取り分につきましては三十二年度、この四月、五月、六月というような時期に入って参ります。従いましめて、通産省の計画は年度の計画でありまして、その年度の計画のうち終りの部分が二月半ばかりずれるわけであります。そこで三十二年度としては、ずれて失われる部分は、この政府原案

によりますれば三百九十万キロリットル、前年度からずれて今年の収入になります分は三百七万キロリットル、これは実績見込みは三百三十五万キロリットルとなっておりますが、それにしても今年の三十二年度の計画数字よりも相当少い数字がずれて入ってくる。つまりズレズレになります分の、失う分の方が得る分よりも多いということになります。それを計算いたして期間のズレの数字を立てておるわけであります。なお三十二年度につきましては引き取り課税から移出課税になる変更もございますので、その辺の調整も含めてこの数字を出しております。

それが「免稅見込數量」これは三十一年度予算においては十萬キロリットル、三十二年度予算においては、従来の航空機用揮発油のほか石油化学用、それからゴム用、それから大豆油の抽出用というものについて免稅にいたしますので、その数字をあけております。この数字が当初試算と動いておりますのは、当初におきましては航空機用揮発油が九萬キロリットルだというような需給計画が當時あったのでございます。その後念査されて変更されて八万になるというようなことがあり、駐留軍用、その他工業用につきましても若干の変動がございます。工業用免稅は新たな免稅でありますから、若干数字の念査に目がかかったというような事情もございます。当初の二十一萬五千が十九萬ということに相なっております。

その前の「期間のずれ」で十一万一千が六万三千になってきており、ますのは、当時この当初の試算におきましては、前年度の予算ベースで三百七万キロリットルから今度の三百七十八万キロリットルということになるという相当大きな開きを基礎にして計数をはじいておったわけであります。それが政府原案におきましては実績見込みをとりまして、三百三十五万と三十二年度の分との差をとりましたので、先ほど申し上げました失う分と得る分との差が相当縮まって参つたということで、これだけ下つてきておるような次第でございます。

それを「不足分」は、もう三・七割をばこつと掛けただけの数字でございます。もとの三百七十八万、三百九十九万の差がここに出てきておるわけでございします。「徴収猶予の延長」につきましては、七十五日でありますから、一月の十六日ごろ分が次の年度に回るわけでありましたが、延長して九十一にいたしましたすと一月の上半月の分が入ってくるわけであります。入ってくるということです。か、上半月の分が三十二年度収入としては失われるということになるわけであります。その上半月の分を当初の試算では十二万六千と見たのであります。が、三百九十万キロの際、非常にまあ全体が苦しいというので、期間のズレもそうであります。が、この辺におきまして私も私も極力数字を圧縮いたしました。まあ一月は正月でありますから、引き取りがおそらくその期間

は落ちるだろうという前提を立てて、フル一月の三分の一程度と見ておくという理屈が立つじやないかということ、まあ課税数量を延ばしますためにそれだけの無理をしてこれを縮めたというふうな経緯に相なっております。このような次第で、三十一年度予算は課税標準数量は二百七十九万三千キロリットル、当初の試算では三百二十万キロリットル、それから政府の原案におきましては三百四十一万四千、それから修正案では三百五十九万二千と、こういうことに相なっております。

これをもとにして収入額を計算した数字がその下にあるわけであります。三十一年度の予算の分は、もうごらんになる通りでございますから、当初の試算におきましては現行分というのは、ガソリン税では一万一千円の税率で三百二十万キロリットルにかけると三百五十二億になる。六千円増徴するこの分は、フルに入つて参らないわけでありまして、来年度の二月半、年度末の二月半分は入つてこないで、入つてくる分だけについて計算いたしますと百五十二億円になる、合計五百四十四億である。それから地方道路税では、同様にして現在の税率による二千四百分が六十四億、増徴二千四百分が数量が落ちますから、それで五十億円、合計百十四億円、政府原案におきましては課税数量がもとがふえますので、現行分の方が三百七十五億になって、増徴分が百二十八億、合計五百四十四億近くと、地方の方は六十八億に四十五億余り、合計百十三億と、そこで修正案におきましては、上の方に返つて申し上げますが、欠減分が三・七から一・五にいたしましたために八万キロリットル欠

減が減つて五万五千キロリットル、それから徴収猶予の分が延長しないという事でゼロということになりまして三百五十九万二千キロリットル、これをただいま申しましたようなやり方で三百九十五億の一萬一千円分と百八億の増徴分と合計五百三十一億八千万、七千六百万の当初原案よりも落ちますが、これはこの丸い数字で地方と中央と分けて一番とんとんに近い数字をねらいますとこういうふうなことに相なります。地方道路税の方は七十一億余りと四十二億余りと百十四億四千九百万余りというふうなことに相なります。少し下げてこの何といひますか、えらいこととどんでん下げられるというふうな言われるわけでありまして、課税標準数量がふえますと、その分は増徴の分だけの問題でなくて、もとの一萬一千円分、地方ならば二千四百分になりまして、増徴分は政府の原案にいたしまして、現行税率の半分でありまして、課税数量が伸びますと、増徴分の方については何といひますか、この三倍だけこの影響がくるというふうなことも相なるわけでありまして、そういうふうなわけで、数量が動きまゝと増徴分が相当大きく動くというふうな形に相なっております。

なお注のところに書いてございますが、天坊委員の御要求では一萬二千円、二萬円ということについては御要求があつたわけでありまして、これは一萬円と申しますのは、一萬円の税率でやろうということではなくて、道路整備と受益との関係を計算いたしました際に、かりに一キロリットル一萬円で三

百万キロリットルに課税するという前提でこの計算をするという資料を作りましたのでありまして、この一萬円でいろいろな初年度計算をやり、期間のズレをやつて計算してあるものはないのでございます。一萬二千円というの、私も全然存じませんので、それにおそらく地方道路税が別ワクだというふうな考えが出たのではなからうかというふうな思つております。

で、別紙の二枚の資料はただいま申しました点をさらにこのBマイナスAという欄を置きまして、その差額をそれぞれについて出してお目にかけるといふこと、それから二枚目に、免税見込み数量について内訳をというお話でありましたので、その内訳を航空機用八万キロ、それから石油化学用四万八千キロリットル、その他工業用三万八千キロリットル、駐留軍等用二万四千キロリットル、合計十九万キロリットルというのをお目にかけた次第でございます。

簡単にございますが、説明を終ります。

○委員長(廣瀬久忠君) 質疑が何かございましょうか……

○政府委員(山内公猷君) 運輸省提出の資料につきまして御説明申し上げます。

御要求は各車種別の二十九年以降の車両数ということでございました。これはお手元に差し上げました数字をこれらに願ふとよいと思ひます。大抵各年度の車両数をにらみまして、また先ほど御説明を申し上げました生産計画も勘案いたしまして、大体三十二年度九月の年央の数字を推定をいたしましたわけでございます。

次にも一枚、「旅客自動車運送事業運送原価」、一車一キロ当り経費というものを御要求によりまして提出いたしております。これはここに御説明申し上げますと、乗合自動車——バスにつきましては、昭和三十年年度におきまして、大抵各県一業者、合理的な経営をしておられると思はれる業者から詳細なデータをとりました、原価の算定をいたしましたのでございます。以下は数字にわたりますので省略させていただきます。次に乗用自動車におきましては、これは全国一本で運輸省が見ておりませんで、各陸運局別にその運賃あるいは監督をなさっておりますので、間に合ひませんので、東京におきまして、その標準経営と認められます会社を抽出いたしまして、昭和三十年年度の標準経営を計算をいたしましたのでございます。次にトラック事業でございますが、やはり昭和三十年年度の標準経営をしておりまして、その原価の提出を求めまして計算をいたしましたのがその第二表に載っております。

○杉山昌作君 今の表で一点だけ伺いますが、この欠減は政府原案では三・七%、それを今度は一・五%にしましたわけですね。それでこのことは、結局税法の八条の問題だと思ふのですが、ね。そこで私はまあ欠減が少い方がこれは国民経済的に言つてもいいし、それから今われわれ心配している増税額を少しでも少くにと定めるためには、やはり欠減額が少い方がいいです。それから、その意味からいって私はむしろ欠減なんてないのだという事になれば、なおいのどと思つてゐるのです。

が、ただ常識的に考えますと、今までは三・七%の欠減があるということ、この三月三十一日までは政令でそういうことをきめてそれで取り扱つてきたわけですね。それだけ石油業者というか何というか、欠減が多いという事で税を免れたというのか何かそういうことなんです。それを今度は、今月から一・五%、半分以下に欠減を見るということは、何か常識的に言つておかしなことだ。今度のやつが正しいというの、今までは非常にルーズなやり方だった、こういうふうな気がするのでありますが、そこらの非常な、こういうふうな欠減額が少くなつて、これで今度は八条を適用していくということになった御事情を一つ説明していただきたい。

○政府委員(原純夫君) 実はこの欠減の方の割合は、古い石油配給公団時代の実績しかないので、それで、それによつておるのであることは、その後それが甘過ぎるという事はいろいろな機会に実は指摘されておつた事柄なんでありまして、私ももうそういうふうな何から、何かの機会には直したいという気持は持つておりました。そういう実際の数字として、個人的な感じでありまして、二%ぐらいというふうな数字はよく申しております。ところで、今回なぜ政府がそれをやらなかつたかと申しますと、やはり相当大幅な増税をする、欠減を切るというものは、かつて一キロリットルというものを〇・九六三ですか〇・九六三キロリットルとして課税する、それをもつと多いとして課税するという事になりますから、やっぱりそれだけきつくなるということから、これだけ増徴する際

だから、これはかねがね御指摘があつたが、実際の欠減がどれだけかということについてまだじっくりとした資料ができておりません。そういうこともあり、増徴の際だから御遠慮しよう、こういうふうな思つたわけでありまして、まあいろいろの経験者、くろうと筋あたりでも、今までの三・七はそれ自体としてもどうもかなり多過ぎるのじゃないかというふうな意見がございました。特に戦後最近までの間に輸送、貯蔵の設備ですね、そういうものが従前に比べてはるかによくなつていふのは御存じの通りなのでありますので、まあ二とすると一・五とするか、その辺のところは若干の感觸の強弱がございますが、衆議院の方で御検討になつて一・五までにしてというお話で、私もただいま申しましたような趣旨では、原案からはずしてあつたのですが、このこと自体が間違ひだとは言ひ切れないというふうな思ひまゐつて、しいて御反対申し上げないというふうな考へておる次第であります。

○杉山昌作君 大体事情はわかつて、三・七は少し甘過ぎるので直そうかと思つて、税率を引き上げる際に直すのもどうかと思つて遠慮してしたが、結局成立させてというふうなときに、その遠慮もかなぐり捨てて、できるだけの正確のものにした、こういうことなんで、まことにごもっともなんです、これは一・五以上に下げるといふことは、これは絶対にむずかしいのでございましょうか。

○政府委員(原純夫君) これはいづれ相当な基礎に立つた実際の調査をやつてきめるといふべき事柄であらうと思ひます。その結果によつて、あるいは

一・五を直してよろしいという数字が出るかもしれないが、大体の感じとしては、こういうものにあまりぎりぎりまでいくというものはどうか、そうすると二とか、その辺の数字をいろいろ従来いわれてきておりますので、感じとしては一・五以上に切るといふことはなかなか大へんだらうと思ひます。が、なお実際の調査の結果を持つて御報告申し上げたいと思ひます。

○委員(廣瀬久忠君) 簡単に。

○政府委員(原純夫君) はい。それ

から小等原委員から御要求のありました受益の關係、これはごく一応の試算であります、私も持つておるものを印刷したものでございます。なおお読みいただくということでごく概略申し上げます。

まず第一に、キロリットル当り六千五百円引き上げたことによる増徴額百七十四億円といふのは、これは平年度計算をいたしております。三百九十万キロリットル・ベースの平年度計算の増徴額をやつております。それで改良等、道路の改良、舗装が九百一十一キロできる。これは建設省あたりに平均単価を伺つてやつたのであります。九百一十一キロを行なつた場合、自動車全体による年間走行経費の節約額の試算で、最初の横にありますが、九百一十一キロが、中身はこういうふうになります。そこでその左に年間節約額が「改良分」は舗装、橋梁修繕等、合せて二十三億四千四百万といふのが出ておられます。これは一年分の増徴額百七十四億円で九百一十一キロできる。その道

路によつて受益する総額が一年分で二十三億四千四百万だとして、その次に、耐用年数十五年からといふことで計算いたしますと、二十三億四千四百万の十五倍に相なるわけでありまして、その下に書いてありますのは、負担増百七十四億を、十五年で割ると、一年当りは十一億六千万、その二・〇二倍になる、二十三億四千四百万。この計算の仕方では、二十三億四千四百万を十五倍していただきますと三百四、五十億になります。それが元の七百四十億の倍ちよつとになる、複利計算しても一・三一倍になるということ、これは結論であります。

その内訳は、(1)として百七十四億円の増収。それから次に、道路整備の内訳が、各級の道路別に出ております。そこでその次に、二ページの(3)と申しますところで「道路種別走行料数」これが二百五十七億三千四百万台キロといふことでありまして、その基礎は三ページにございまして、これは各級の道路について平均何台通るかといふことを建設省、運輸省あたりに伺ひまして、それによつて計算して参ります。二ページの表のような合計して二百五十七億三千四百万台キロだといふことに相なります。三ページ、それから五ページの表は、その付表でありますから省略いたします。

それではそれだけの台キロ通るとして一台キロ当りの走行経費の節約額はどれかといふのが七ページ、繰り込みの七ページの表に出ております。改良の場合と舗装の場合と分けまして、改良前の経費、改良後の経費、差引、そしてそのウェイトをとりまして、加重平均の節約額が計のところに出てお

まして、改良の場合では加重平均節約額が八円三十一銭と、これは総平均に對してたしか二割の節約といふことになつております。舗装の場合も同様にして加重平均節約額が十円十八銭、約三割の経費の節約になつております。そこで次に参りまして「道路の整備による年間節約額」これは三十九億四千四百円といふのはちよつとミス・プリントで、消していただきます。改良、舗装の計で二十三億四千四百万——先ほど申しました数字、これはただいまの単位当りの節約額に、さつき申しました走行台キロ数を掛けて出てくる数字でございまして、それから九ページの下の詳しいのはその積算の基礎でございまして。

それから十一ページに「税率引上げによる負担額と経費節約額との關係」といふのがいろいろ書いてございまして、これは會議で議論になりましたやうなことで、自動車の道路の耐用年数のこと、それから十五年間の計算はどうなるかといふようなことが書いてございまして、なおこの計算は、自動車の台数の増加がないことにいたしておりますが、台数の増加を見ればこれよりもさらに多いことに相なるといふことでもあります。

十二ページ以下は参考として、各種自動車の走行費原価、これは運輸省からもお出しになつておられますが、もちろんこれは運輸省、建設省に教へていた上で作り上げたものであります。いろいろ、しろうとがやつたことではありますから間違ひする点もあらうかと思ひますが、大体の結論においては、結川調査会の結論とは一致いたしてあるといふようなことから、大きな間

違ひはないのではないかと思つておりますが、御要望がありましたので、大へんつたないものでございまして、お差し出したわけであります。

○委員(廣瀬久忠君) 委員長からお願ひを申し上げておきます。明日は午前は各党の態度の御決定を願ひ、午後には本案を上げたいと思ひますから、ぜひとも御協力を願ひます。明日は午後一時から委員会を開会いたします。本日は、これにて散会いたします。午後六時二分散會

四月二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案

二、国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、国の負担に属する年金又は恩給の支給金その他の政令で定める支払金でその支払のための資金が法令の規定により各省各庁の長から郵政大臣の指定する出納官吏に交付されるものに係る債権の管理及び当該債権に係る収納金の処理について必要な特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第十四号)第二条第

二項に規定する債権の管理に関する事務をいう。

2 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（返還金債権の管理の特例）

第三条 第一条に規定する支払金の過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」という。）に係る債権の管理に関する事務でその発生の日から三月を経過する日までの間におけるものについては、政令で定めるところにより、国の債権の管理等に関する法律の特例を設けることができる。

（返還金債権に係る債権の管理等の事務）

第四条 返還金債権に係る債権の管理に関する事務及び返還金債権の金額の収納に関する事務は、法令の定めるところにより、郵政官署の職員が行うものとする。

（返還金債権に係る収納金の処理）

第五条 前条に規定する職員が同条の規定により収納した返還金債権の金額（次項の規定に該当する金額を除く）は、その過誤払に係る資金の金額に戻し入れることができる。

2 前条に規定する職員が同条の規定により収納した返還金債権の金額のうち第一条に規定する支払金の過誤払による返還金に係る利息又は延滞金の金額及び前年度以前における過誤払による返還金債権の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その過誤払に係る資金を交付した各省各庁の

長が、その資金の交付を受けた出納官吏をしてその収納した日の属する年度の歳入に払い込ませなければならない。

（返還金債権に係る充当又は控除）

第六条 法令の規定により第一条に規定する支払金の支払に関する事務を行う郵政官署の職員は、その支払に係る返還金債権がある場合において、その過誤払に係る支払金を支払つた日以後当該返還金債権に係る債務の弁済をすべき者（以下「返還義務者」という。）に対して支払うべき第一条に規定する支払金の金額があるときは、政令で定めるところにより、当該金額を当該返還金債権の金額に充当することができる。

2 返還義務者が国から俸給、退職手当その他の給与（恩給を除く。）を受ける場合には、国の給与支払機関は、返還金債権に係る債権管理者の請求に基づき、当該返還金債権の金額に相当する金額をその支払うべき当該給与の金額から控除して、その控除した金額を当該返還義務者に代り国に払い込まなければならない。

3 第一条に規定する支払金のうち恩給の支給金に係る返還義務者が都道府県から報酬、給料、退職年金、退職一時金その他の給与を受ける場合には、都道府県の給与支払機関は、政令で定めるところにより、返還金債権に係る債権管理者の請求に基づき、当該返還金債権の金額に相当する金額をその支払うべき当該給与の金額から控除して、その控除した金額を当該返還

義務者に代り国に払い込まなければならない。

4 前二項の規定により控除する金額は、国又は都道府県が返還義務者に支払うべき支払日ごとのこれらの規定に規定する給与の金額の四分の一をこえることができない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。